令和７年度　高崎市生殖補助医療費助成事業のご案内

１　助成対象となる方　（次の要件を全て満たす方が対象です）

次に掲げる①～④全ての要件に該当し、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜し、生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った保険医療機関において、生殖補助医療を受けた夫婦が対象となります。

① 治療開始時点で法律上の婚姻関係にある夫婦であること（事実婚を含む）
② 申請日において、夫婦の双方又はいずれか一方が高崎市に住所を有すること
③ 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること
④ 医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者であること

２　助成対象となる治療　（対象外については　７よくある質問　Ｑ１、対象については　Ｑ２をご覧ください）

◆生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）

１回の治療は、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精後の妊娠の有無の確認検査（妊娠に至った場合には胎嚢の確認日）までを指します。助成の対象は採卵準備の投薬、採卵、受精、胚移植（新鮮胚・凍結胚）、妊娠判定までの治療に係る費用で、保険診療及び保険外診療（先進医療は先進Ａのみ）で治療したものです。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により得られた受精胚による凍結胚移植も１回の治療とします。

◆男性不妊治療

生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するために行った手術（精子凍結を含む）で、生殖補助医療の治療終了日の属する年度又はその前年度に行われた手術が対象です。

生殖補助医療に至る過程の一環としての治療のため、男性不妊治療のみでは申請できませんが、主治医の判断により採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請が可能です。

３　助成額等

◆生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）

（１）申請は治療ステージに関わらず、治療終了日が早い順に受け付けます。
　※申請した後は、それより前の未申請の治療について、遡って申請することはできません。
（２）以前の制度（特定不妊治療）で申請されている場合や転入前に他自治体（都道府県、指定都市、中核市）で受けた助成（特定不妊治療及び胚移植による妊孕性温存治療費等助成）も含めて、通算の回数になります。
（３）助成申請の回数制限及び年齢制限（夫・妻）はありません。
（４）助成を受けた後に出産した場合は、回数をリセットすることができます。なお、リセットは、自然妊娠や自費による不妊治療での出産と妊娠１２週以降の死産を含みます。（※４助成回数のリセット例をご覧ください）
（５）不育症治療費等助成事業及び妊孕性温存治療費等助成事業、初回産科受診料助成金と重複して申請はできません。

治療ステージ	今回のお子様に対して初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	申請回数（お子様一人あたり）	１回の治療あたりの助成上限額（上限に満たない場合は治療にかかった費用）
Ａ・Ｂ・Ｄ・Ｅ	４０歳未満	１～６回目	３００，０００円
	４０歳以上	１～３回目	３００，０００円
		４～６回目	１５０，０００円
	全年齢	7回目以降	１００，０００円
Ｃ・Ｆ	全年齢	１～３回目	１２５，０００円
		４～６回目	１００，０００円
		7回目以降	５０，０００円

◆男性不妊治療

１回につき上限３０万円まで助成します。（治療ステージＣの治療を除く）

◆保険診療の方

医療機関等の窓口で高額なお支払いが見込まれる場合には、限度額適用認定証の利用を推奨します。
ご利用については、加入する医療保険の保険者へお問い合わせください。

◆交通費（申請１回につき）

県内医療機関　２，０００円　　　県外医療機関　１０，０００円

4　申請に必要な書類

＊申請書等の様式は、高崎市ホームページからダウンロードできます。

◎ **高崎市保健所及び各地域の保健センターには、ご利用いただけるコピー機がありません。**
【注意事項】をご確認いただき、必要書類に不足がないことを確認してからお出かけください。

＜必要書類＞　①～⑥の書類は、必ず必要な書類です。 ① 高崎市生殖補助医療費助成事業申請書（様式第１号） ② 高崎市生殖補助医療費助成事業受診等証明書（様式第２号）　※１ ③ 市指定の請求書（郵便番号、住所、申請者氏名、電話番号、振込先を記入） ④ 領収書及び診療等内容がわかる明細書（原本とコピーの両方）　※２ ⑤ 振込口座の通帳又はキャッシュカードのコピー　※３ ⑥ 健康保険証等のコピー（夫婦それぞれのもの）※６ ＊さらに 下記に該当する場合は、右欄の書類で〇印のあるものも揃えてご持参ください。 （2）～（5）に該当する場合は、申請の都度必要です。		戸籍全部事項証明書（婚姻と出産したお子様が実子である確認のため）発行から１か月以内のもの（原本）※７	市外の方の住民票（マイナンバー記載のないもの）発行から１か月以内のもの（原本）	死産届等のコピー　※５	事実婚関係に関する申立書（様式第４号）	受診等証明書（男性不妊治療　手術用）（様式第３号）　※１
対象者の状況	（1）令和７年４月以降に初めて申請する場合 （R7.3.31 以前に申請したことがある方も年度内に必ず１回提出）	〇				
	（2）夫婦の住民票が違う又は同一世帯でない場合（双方とも高崎市内）	〇				
	（3）夫婦の一方が高崎市以外に住民票がある場合	〇	〇			
	（4）事実婚で二人とも高崎市内に住民票がある場合（同居別居不問）	各自〇			〇	
	（5）事実婚で一方が高崎市以外に住民票がある場合	各自〇	〇		〇	
	（6）助成制度利用後に妻が出産したお子様がいる場合　※４	〇				
	（7）助成制度利用後に妊娠１２週以降の死産をした場合　※４			〇		
	（8）男性不妊治療のみを申請する場合					〇

【注意事項】

※１　高崎市生殖補助医療費助成事業受診等証明書（様式第２号・様式第３号）

証明書（様式第２号・様式第３号）は、受診した医療機関へ記入を依頼してください。なお、証明書の作成は日数を要する場合がありますので、医療機関にご確認いただき、申請期限に間に合うようご依頼ください。

※２　領収書及び診療等内容がわかる明細書（原本とコピーの両方）

受診等証明書（様式第２号・様式第３号）の治療期間と領収金額が一致するもので、院外処方による調剤薬局分も含みます。また、内容を審査するため、領収金額が０円や返金等による調整があった場合にも、治療期間に係るもの（治療期間外に調整したものを含む）は提出してください。

治療期間に係る領収書とその領収金額に対する診療等内容がわかる明細書の原本及びそのコピーの両方が揃っていないと助成対象にはなりません。ただし、どちらかの原本を紛失してしまった日があった場合でも、揃っている日があれば申請は可能ですので、申請窓口で揃っていない内容についてお伝えください。

【コピーの取り方】
① コピーする用紙のサイズは、Ａ４でお願いします。（縮小は倍率７０％程度まで、両面印刷可）
② 領収書と診療等内容がわかる明細書は、同じ日のものを横に並べてコピーし、日付順に揃えてください。
③ 日付や金額、内容等が不明瞭な場合には受付ができませんので、申請前にご確認ください。
※原本は、受付手続き後に押印し返却します。

※３　振込口座の通帳又はキャッシュカードのコピー

通帳の表紙裏ページなど、金融機関名、支店名、店番号、口座番号、口座名義人（申請者又は配偶者）が確認できる部分をコピーしてください。（ネットバンキングの場合は、画面の印刷も可）

※４　助成制度利用後に妻が出産したお子様がいる場合又は助成制度利用後に妊娠１２週以降の死産をした場合

過去に助成を受け、その後出産（自然妊娠や当該助成金を受けずに治療し妊娠したものも含む）又は妊娠１２週以降の死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

助成回数のリセットを希望する場合は、戸籍全部事項証明書又は死産届等のコピーが必要です。

【助成回数のリセット例】

Q：過去に生殖補助医療（以前の特定不妊治療を含む）助成を６回受けて第１子を出産し、第２子の治療を開始予定ですが、今後、助成金の申請をする場合に、助成回数はどのようになりますか。

A：リセットを検討する機会は、出産等の後に初めて生殖補助医療費の助成申請をする時のみです。
例では、過去に６回助成を受けているので、助成上限額から回数リセットを推奨します。
リセット後の「妻の治療開始年齢」により、助成上限額が決まります。
リセット後のお子様１人に対する助成回数と助成上限額は、 3　助成額等 の表のとおりです。

＜図解＞　　↓第１子出産　　回数リセット

申請１	申請２	申請３	申請４	申請５	申請６		出産後に初申請

リセットする　⇒　申請１回目
リセットしない　⇒　申請７回目

※５　死産届等のコピー

死産届や母子健康手帳の「出産の状態」ページ、死産証書、死胎検案書等のコピーです。

※６　健康保険証等のコピー（夫婦それぞれのもの）

マイナ保険証の券面情報では、医療保険の加入内容を確認することができないため、次の①～③いずれかのコピーをご準備ください。

① 令和６年１２月１日時点で発行されている現行の健康保険証（有効期限内のもの）の表面
② マイナンバーカードの場合は、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
③ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」

被保険者記号番号と保険者番号を付箋等で見えないようにしてコピーしてください。（コピー後に塗りつぶし可）

※７　戸籍全部事項証明書

令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）に初めて申請する時、戸籍全部事項証明書が必要となります。なお、令和７年３月３１日以前に申請したことがある方も、令和７年度では初めての申請になるので、全部事項証明書が必要となります。

対象者の状況によっては、申請の都度必要となる方もいますので、ご注意ください。

外国籍の方は在留カード（表裏）のコピーを提出してください。また、夫婦ともに外国籍の方で、公的な婚姻証明書等の続柄がわかるものがある場合には、そのコピーも提出してください。

申請には、発行から１か月以内の全部事項証明書が必要となるため、発行手続日にご注意ください。
（例：R7.6.12 申請　⇒　R7.5.13 以降に発行したものが必要）

5　申請期限

◆治療終了月の３か月後の月の末日（末日が土日祝日などの閉庁日の場合には前日）

治療終了月とは受診等証明書の治療期間の最終日の月で、１回の治療終了ごとに申請期限が発生します。

【申請期限の例】
治療期間　令和７年３月 20 日～令和７年５月７日　⇒　治療終了月は、令和７年５月
3 か月後の月の末日　⇒　令和７年８月 31 日は日曜日のため、令和７年８月 29 日（金）が申請期限

※ 受診等証明書の作成が間に合わない等、やむを得ず期限までに申請ができない場合は、必ず申請期限内に「健康課　管理担当」へ電話連絡をしてください。
申請期限を過ぎてからの連絡や申請は、受け付けられませんのでご注意ください。

6　申請方法

高崎市保健所健康課（高崎市総合保健センター４階）又は各地域の保健センターへ申請に必要な書類をご確認のうえ、お持ちください。（郵送不可）

＜問合せ先＞
高崎市保健所　健康課管理担当　電話　０２７-３８１-６１１３
最新の情報は、高崎市ホームページをご確認ください。

７　よくある質問（Ｑ＆Ａ）

＊治療について＊

Ｑ１　助成の対象外となるものはどのようなものですか？

Ａ１　対象外となる主なものは、次のとおりです。

（１）卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合

（２）予防接種やがん検診、治療開始前や生殖補助医療に関わらない検査料（不妊の原因を見つける検査、貧血検査、梅毒などの性感染症検査、Ｂ型肝炎検査料など）、原因疾患の治療、サプリメント、証明書等文書作成料、郵送料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料や保管料、治療に係る入院費・食事代、男性不妊治療以外の夫の治療費

（３）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療及び代理懐胎によるもの

Ｑ２　生殖補助医療の治療ステージと助成対象範囲はどのようなものですか？

Ａ２　下図のとおりです。

不妊治療の流れ（一例）

検査（原因検索）　⇨　原因疾患の治療

⇩　　⇩

原因不明の不妊や治療が奏功しないもの

◆一般不妊治療（タイミング法・人工授精）※高崎市一般不妊治療費等助成事業のご案内をご確認ください。

⇩　生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師が診断

◆生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）・・・この部分に対する助成事業です

助成対象範囲		治療内容	採卵まで：薬品投与（点鼻薬）（自然周期で行う場合もあり）	採卵まで：薬品投与（注射）（自然周期で行う場合もあり）	採卵まで：採卵	採精（夫）	受精（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植：新鮮胚移植：胚移植	胚移植：新鮮胚移植：黄体期補充療法	胚移植：胚凍結	胚移植：凍結胚移植：薬品投与（自然周期で行う場合もあり）	胚移植：凍結胚移植：胚移植	胚移植：凍結胚移植：黄体期補充療法	妊娠の有無の確認（胚移植の概ね２週間後）※
		平均所要日数	14	10	1	1	2～5	1	10	／	7～10	1	10	1
助成対象	A	新鮮胚移植を実施												
助成対象	B	凍結胚移植を実施												
助成対象	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
助成対象	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
助成対象	E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止												
助成対象	F	採卵したが卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止												
対象外	G	卵胞が発育しない又は排卵終了のため中止												
対象外	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

※妊娠に至った場合には、胎嚢の確認日までを治療期間とします。

【治療内容について】

・保険外診療の先進医療は、先進医療Ａのみが対象です。

・Ｂは、採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を行った場合です。（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療）

・医師の判断により、治療が中止となった場合にも助成の対象となります。（Ｄ、Ｅ、Ｆ）

・Ｇ及びＨの採卵に至らない場合は、助成の対象外です。

・ご自身の治療ステージについて不明な点は、主治医にご確認ください。